

## 事前評価調書

I 事業概要																																									
事業名	交通安全施設等整備事業（交差点改良）																																								
地区名	一般県道 三蔵子一宮線																																								
事業箇所	豊川市三蔵子町地内																																								
事業のあらまし	<p>（一）三蔵子一宮線は都市計画道路上宿樽井線と鋭角にタッチする三叉路であるが、歩道がない三蔵子一宮線側が主交通で、都市計画幅で整備されて歩道もある上宿樽井線が従道路であった。そのため、交差点改良を行い主従を入れ替えることで、歩道がある側に自動車を流入させることにより歩行者の安全を図りたい。なお同時期に警察が信号機を設置することとしている。</p>																																								
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 交差点の主従を入れ替えて歩行者の安全、交通の円滑化を図る。 【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>																																								
事業費	事業費		内訳																																						
	0.08億円		□工事費 0.06億円、□用補費 0億円、□その他 0.02億円																																						
事業期間	採択予定年度	平成25年度	着工予定年度	平成25年度	完成予定年度	平成26年度																																			
事業内容	交差点改良工L=100m																																								
II 評価																																									
①事業の必要性	1) 必要性	三蔵子一宮線側にある本野町東浦交差点は事故多発交差点であることから必要性は高い。																																							
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 歩道がない三蔵子一宮線を利用する歩行者の安全が確保できる。</p>																																						
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業費（億円）</td> <td colspan="2">0.08</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H25	H26			工種区分	調査・設計	←→				工事		←→																事業費（億円）	0.08			
			H25	H26																																					
工種区分	調査・設計	←→																																							
	工事		←→																																						
	事業費（億円）	0.08																																							
2) 地元の合意形成	地元自治会などから強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。																																								
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 用地買収がないことから、円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できる。</p>																																							
III 対応方針																																									
事業実施	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>																																								

#### IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

工事実施前後の交通状況の変化（事故件数、事故内容、交通量など）